

平成21年4月20日

〇〇大学校 学校長殿

熊本禁煙推進フォーラム

HP <http://square.umin.ac.jp/nosmoke/>

謹啓

春寒しだいに緩むころ、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

私たちは日頃から喫煙の問題に取り組む医療関係者・保健関係者・教育関係者等で構成される熊本禁煙推進フォーラムという団体です。

この度、貴施設においてタバコの煙で苦しんでいる喘息の学生さんから以下の悩みを聞き、貴殿へお願いを申し上げたく、大変僣越ながら、連絡をとらせていただきました。

その学生さん（未成年者）によると、寮で仲間が自由に喫煙するため、不快な状況を我慢せざるを得ないばかりか、喘息の症状の悪化があり、困っているそうです。

さて、他人が喫煙するタバコの煙を吸わされると、人の健康が脅かされることがわかっており、受動喫煙（強制喫煙）と言われます。例えば、心筋梗塞、脳卒中、セキ・タン・息切れ、気管支喘息、慢性気管支炎、肺がんが増加します。受動喫煙者の数%が最終的に受動喫煙で死亡すると言われ、毎年日本で1万人が受動喫煙死しています。心筋梗塞死は1.2～1.3倍、脳卒中死は1.8倍、肺がん死は1.2倍となります。

平成15年に施行された健康増進法により、公共施設の管理者は受動喫煙を防止する義務を有することが法律で規定されています。

貴施設をお願いを申し上げたいことは、（1）施設において喫煙しない人がタバコの煙を全く吸わされることのない環境作り、（2）施設の全面禁煙に向けた対策や喫煙者への禁煙支援を考慮していただきたいこと、（3）未成年者喫煙禁止法を遵守していただきたいことです。

医学研究の進展により、タバコに関する知識は格段に進歩しています。保険が利用できる禁煙治療や薬剤もあります。貴施設からのご要望があれば、私たちがタバコについてお話しに伺うことも、アドバイスや資料を差し上げることもできます。

将来の農業の担い手である若い学生の育成にあたっておられる貴施設において、能動喫煙および受動喫煙のために、喫煙する人・喫煙しない人すべての人の大切な健康と生命が脅かされることはまったく悲しいことであります。

「喫煙」という日常ではあまり認識されない危険性についても、何卒ご高配ほどをよろしくお願い申し上げます。

謹白

添付資料1. 健康増進法25条

<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/judou.html>

添付資料2. 受動喫煙の害

日本呼吸器学会ホームページ [禁煙のすすめ] 受動喫煙の害

http://www.jrs.or.jp/home/modules/citizen/index.php?content_id=83&PHPSESSID=9b65a26ac6be61315e835fa6aeb94607